

「処分承認申請書」の事前提出の徹底について

補助対象システムを、法定耐用年数（１５年）の期間内に、処分する（目的外使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する）ときは、事前に、交付規程の様式第１３により処分承認申請書を財団に提出し、その処分の承認を得ること、と交付規程及び応募要領で規定しています。

しかしながら、本規定に反し、処分承認申請書が事後提出された場合は、財団よりメーカー等に対して注意してまいりました。

ご承知のとおり、本規定は、補助対象となったシステム全体について、法定耐用年数（１５年）の期間、補助事業者の善良なる管理の下、電気の消費に宛てていただくために、処分の実施に対して制限を加える、という主旨から設けられているものです。

従いまして、今後は、本規定に基づき、必ずあらかじめ処分承認申請書を財団に提出し、処分承認を受けてから処分を行うよう、関係者に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、処分の内「交換」につきましては、システム構成機器の一部（インバータやモジュールの一部など）を交換する場合でも、原則として、処分承認申請書の事前提出・事前承認が必要となりますが、特に緊急の交換を要する場合は、まず財団へ電話等で連絡をいただき財団の指示を仰ぐよう徹底していただきますようお願い申し上げます。

（参 考）

規程集の P 2 住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金交付規程

（処分の制限）

第 2 6 条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ様式第 1 3 による処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

規程集の P 1 7 平成 1 6 年度住宅用太陽光発電導入促進事業応募要領

（処分の承認）

1 7 . 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数（１５年）の期間内において、対象システムを補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、交付規程の様式第 1 3 により処分承認申請書を財団に提出し、その処分の承認を得て下さい。

なお、この場合、補助事業者は、交付規程第 2 6 条第 4 項の規定に基づき、財団から交付を受けた補助金の全部または一部の返還を請求されたときは、請求に応じ返還しなければなりません。

問い合わせ先：(財)新エネルギー財団

導入促進本部 太陽光発電部

調査グループ 三浦

TEL 03 - 5275 - 3046

FAX 03 - 5275 - 9301